

高江控訴審勝利で思ったこと

神戸郁夫

(沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟の会)



「主文 原判決を変更する。被告に 110 万円の賠償…」10/7 の名古屋高裁の法廷でこの判決を聞いた時は「えっ、勝ったの?」という感じだった。弁護団による判決内容の説明を聞き、新聞記事を読み、高江や辺野古で闘っている人たちの喜びの声を伝え聞き、何よりも今までになく何度も判決文を読んで、「勝った」という実感がわいてきた。負け続けてきた沖縄の裁判の中で、2018 年 1 月 16 日の那覇地裁判決(高江で弁護士を機動隊が留め置き・ビデオ撮影したことを違法とした)に次ぐ勝利だ。住民監査請求を経てこの裁判に加わったのは、高江や辺野古の座り込みに何度も参加して機動隊の違法無法ぶりを目の当たりにし、「こんなことが許されるのか」と思ったこと、そして高江で機動隊が行ったことは違法だということを裁判で明らかにすることによって、辺野古ゲート前の座り込みや海上での抗議行動に対する、機動隊や海保の違法性を明らかにしたいと思ったからだ。

判決は、「派遣決定が公安委員会の実質的意思決定に基づくものと認めることはできず、専決で行われたのは違法」とした。愛知県に限らず公安委員会が形骸化しているとの話は聞いていたが、この裁判の中で行われた当時の公安委員長の入谷弁護士の証人喚問が決定的だった。彼は、愛知県公安委員会名で沖縄県公安委員会へ出された派

遣決定の書類を見ていないと証言した。本当にビックリした。裁判長も驚いたと思う。県警を管理すべき公安委員会が県警に管理されていたのだ。この「専決」に着目した我が弁護団の戦略通りの判決だった。弁護団すごい!しかし、わたし的には高江で機動隊が行ったことが違法、だから派遣は違法という判決を望んでいた。判決では、慎重な言い回しだが検問や撮影、N1ゲート前の車両とテントの撤去、座り込みの強制排除や市民に怪我を負わせたことも含め、当時の警察の行為の違法性を指摘している。

私は辺野古で 2017 年 12 月にビデオ撮影をする警察官に抗議した時のことを思い出した。座り込みから離れて立っていた私にビデオカメラを向けているので、やめるように何度も抗議した。警察官がビデオカメラを向け続けているのでさらに激しく抗議すると、警察官は「そんなに興奮すると周りの若い人たちが引いてしまうよ」と、ニヤニヤしながら私に言った。ちょうど若者の集団が辺野古の見学に来ていて、私が警察官に抗議しているのを横目で見ていたので、「座り込みしている人たちは怖い人たちだ」と思われるという意味だと思う。もちろん親切心ではなく皮肉で。そして、私の抗議に対して「だったら裁判に訴えたら?」と言い放った。



警察の監視体制はさらにエスカレートしていて、今年 6 月には辺野古の搬入ゲートとメインゲートに可動式の監視カメラが新たに設置されていた。

メインゲートから基地内の写真を撮っている際に踏み出した一歩がイエローラインを越えてしまい、警備員に注意されて歩道に戻った時、基地内から一人の警察官が近づいてきて「今基地内に入ろうとしていましたね。カメラで見ましたよ。身分証明書は？名前は何？」と立て続けに聞かれ、気が付くとさらに二人の警察官が立っていた。「これはヤバイ？」と思い始めた時、テントから瀬長さんが近づいてきたので事情を説明している間に、警察官たちは引き上げていった。基地内からカメラでリアルタイムで監視していたのだ。

今回の判決では車両とテントの撤去については、これを指揮した沖縄県警が違法性を認識しながら他県に援助要求を行ったことについて、重大な瑕疵があるとした。これは、これから沖縄で行われる控訴審において大きな意味を持つと思う。愛知県警が機動隊を派遣したことについては、援助要求の時点で具体的な行動内容を知っていたと認めるに足る証拠はないとして、派遣を違法と認めるに足りない、とした。残念！でも愛知県内で同じようなことをやれば違法ということなので、今後の警察活動にたいして少しは歯止めになることを期待したい。

4年間の裁判を通じて多くの事を知ったが、一番驚いたのは愛知県警の本部長や警備部長ら幹部が、愛知県の職員ではなく国家公務員だった、ということだ。彼らは警察庁から各都道府県警察に派遣され数年ごとに異動している。判決日の時点で愛知県警本部長だった後藤氏も、その直後に中部管区警察局長に異動している。中部管区警察局長は警察庁の地方機関だ。どおりで翁長知事や玉城知事が辺野古反対といくら言っても、沖縄県警がゲート前の座り込みの排除をやり続けるわけだ。彼らの上司は知事ではなく政府なのだから。

沖縄の闘いから多くのことを学んだ。「非暴力・不服従・直接行動」。「非暴力」は言うまでもないが、座り込みや前述のメインゲート前で答えないことも「不服従」なのだ。そして座り込みはもちろん、この裁判も「直接行動」なのだと思う。これを書いている最中に「県が上告をした」との報が入ってきた。「勝つ方法はあきらめないこと」。来週の日曜日は衆議院選挙の投票日だ。投票という最大の「直接行動」で沖縄の状況、日本の状況を変えていきたい。

対テロ戦争とは何だったのか？

アフガニスタンの米軍敗北を受けて

八木巖

8月15日、アフガニスタンのカブールをタリバンはほぼ戦闘無しで制圧しました。その後新聞、マスコミは連日、タリバンの暴政が復活するという論調で街頭看板の女性の顔が塗りつぶされた、中村哲さんの肖像がなくなった、女性のデモ弾圧、音楽家への暴力などが報じられました。日本大使館やJICAの現地職員を救ってください、との訴えも聞かれました。政府は武装した隊員を載せた自衛隊機4機を派遣しましたが、500人とされる人を「救出」予定でしたが、対応はおくれ、日本人1人、アフガニスタン人十数名の「救出」にとどまりました。その後日本政府はタリバンやカタール政府と交渉を続け「救出」を進めているようです。そのほうが現実的ではないと思います。

この間の政変をある大きなNGOは「武力や威嚇による一方的な制圧は許されない」、「人々は身をひそめ」「国内難民化し」「国外へ逃れようとしている」とし、「この20年間NGOはアフガン復興のために支援した」、「タリバンの制圧は築き上げてきた民主的な社会的基盤を後戻りさせかねません」との声明を出しました。私はこの認識には若干の違和感もちます。「救出」というのもかなりの違和感です。アフガニスタンは今大干ばつのまっただなかにあります。困った人たちに手を差し伸べる努力をすることが国際援助団体ではないのだろうか？活動継続の道をさぐるのが先では？

中村哲さんは「悪のタリバン対正義の民主主義」は虚構だと言っていました。この視点から20年間を振り返ります。

9・11テロに対する報復として戦争が開始されました。「テロ」に対して戦争というのは行き過ぎだ、警察力で対応すべきでは？本当にビンラディンが首謀者だったのかの証拠は？多くの批判がなされました。米軍は個別的自衛権の行使とし、NATOは集団的自衛権としたが（ISAF）、国連憲章では自衛権の行使は緊急、他に方法がないときに「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」許されるとされているのに、米軍は先制攻撃し、いすわり続けている。国際法上違法の疑いが強い。日本もテロ対策特別法により自